

公営住宅等に関する要望

良好な住宅を供給するため、公営住宅の整備等にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講ぜられたい。

- 1．公営住宅の譲り受け希望者に対して円滑に譲渡が行えるよう、公営住宅法第 44 条第 1 項及び同法施行令第 12 条等による譲渡処分承認基準を緩和すること。
- 2．優良田園住宅の建設の促進を図るため、国庫補助制度を拡充し、税制上の優遇措置や融資制度を充実すること。

以上要望する。